資料１

令和８年度

県有施設照明設備ＬＥＤ化事業実施業務

プロポーザル実施要領

令和８年 10 月

岩手県

この「プロポーザル実施要領」（以下「実施要領」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和８年度県有施設照明設備ＬＥＤ化事業実施業務」（以下「本業務」という。）に係る交渉権者の選定に関し、プロポーザルに参加しようとする者（以下「参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めるものである。

１　契約の種類

本契約は、公募型プロポーザル方式によるものであり、業務提案の審査により交渉権者を選定し、「資料２　業務仕様書」に掲げる業務について、県と交渉権者が協議の上、契約を締結するものであること。

なお、本業務は複数の対象施設を対象として実施するものであり、交渉権者の選定後、施設ごとに詳細協議及び契約締結手続きを行うものとする。

２　本業務の概要

（１）　業務名

令和８年度県有施設照明設備ＬＥＤ化事業実施業務

（２）　契約方式及び期間

ア　契約方式

付帯サービス付きリース契約（以下「リース契約」という。）

イ　契約期間

契約締結日から 120 か月（10 年間）

※契約期間終了後、リース物品については発注者に無償譲渡すること。

（３）　業務内容

資料２「業務仕様書」のとおり

（４）　事業限度額

216,321,600 円（消費税及び地方消費税を含む）

※ 全対象施設に係る 10 年間のリース料金総額とする。

※ 各対象施設のリース料金は、資料２－１「対象施設一覧」に定める施設ごとの 10 年間リース料金を上限とする。

なお、本業務は令和９年度以降の予算措置を前提として実施するものであり、令和９年度以降の予算の成立状況、予算額の変更その他の事情により、業務内容の変更、実施時期の変更又は業務の中止を行う場合がある。

３　業務提案を求める内容

資料３「業務提案書作成要領」のとおり。

４　参加者の資格要件等

参加者は、下記に掲げるプロポーザル参加資格（以下「参加資格」という。）の要件をすべて満たしている者とする。

なお、複数の者による共同提案も認めるが、その場合、共同提案者全体で要件を満たすこと。また、

代表者を定めた上で参加するものとし、県との契約の当事者は当該代表者とする。

〔参加資格要件〕

（１） 本業務の実施について、県の要求に応じて即時に対応できる体制を整えている者であること。

（２） 事業役割を担う者は、過去 10 年以内（平成 28 年４月１日から令和８年３月 31 日まで）に官公庁その他公的機関が発注した同種業務の履行実績を複数有していること。

（３） 施工役割を担う者は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づく建設業許可を有する者であり、本業務を適切に実施できる施工体制を有すること。

（４） 施工役割を担う者は、建設業法第 27 条の 23 第１項の規定による経営事項審査（参加表明書提出日において審査基準日から１年７か月以内かつ有効なもの）の総合評定値の通知を受けている者であること。

（５） 施工役割の下請業者又は協力事業者の選定に当たっては、可能な限りＬＥＤ照明更新工事の実績のある県内事業者へ発注し、県内への経済波及効果に資するように配慮すること。

（６） 維持管理役割を担う者は、国（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 34 号）第１条に規定する法人を含む。）又は地方公共団体が発注した類似の賃貸借事業の中で、維持管理業務に類する業務実施経験を有していること。

（７） 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しない者であること。

（８） 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第 33 条第１項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第 41 条第１項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

（９） 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定による破産手続開始の申立てをなされていない者であること。旧和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条の規定による和議開始の申立てをなされていない者であること。

(10) 最近１年間の法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(11) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第６号に規定する暴力団員又は暴力団（同法第２条第２号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

(12) 参加資格確認申請書類の提出の日から交渉権者を選定するまでの期間に、県から一般委託契約に係る入札参加制限措置基準（平成 23 年 10 月５日出第 116 号）に基づく入札参加制限の措置を受けていない者であること。

(13) (12)に規定する期間に、県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成７年２月９日建振第 281 号）、若しくは建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成 18 年６月６日建技第 141 号）、若しくは物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成 12 年３月 30 日出総第 24 号）に基づく指名停止又は庁舎等管理業務の委託契約に係る指名停止を受けていない者であること。

(14) (12)に規定する期間に、建設業法第 28 条第３項若しくは第５項の規定による営業停止処分を受けていない者であること。

(15)　単独提案した参加者は、他の共同提案の構成員となることはできないこと。

〔参加者の役割〕

（１）　参加者は、次の役割をすべて担い、グループの場合は各構成員が次の役割を分担する。

ア　事業役割

リース契約締結及び契約後の履行管理等に係る総括的な業務を担い、事業遂行全体の責任を負う。

イ　調査設計役割

現地調査・設計・計画に関する業務を担う。

ウ　施工役割

施工・施工管理に関する業務を担う。

エ　機器調達役割

ＬＥＤ照明器具及び必要部材の調達に関する業務を担う。

オ　維持管理役割

リース契約開始後の維持管理に関する対応窓口等に関する業務を担う。

（２）　アからオの役割を担う企業が異なる場合には、適正な契約を締結し県に報告すること。

（３）　事業役割が複数の企業で構成される場合は、企業間の事業役割に関する合意書（任意様式）を別途県に提出すること。なお、その合意書には、事業役割の構成企業全社が、県に対し連帯責任を負う旨を示す条項を含むこと。また、事業役割の構成企業のうち１者を代表者として県との対応窓口とし、契約等諸手続きを行うものとする。

５　担当部署

県環境生活部環境生活企画室

〒020-8570　県盛岡市内丸 10 番 1 号

【担当】グリーン社会推進担当

電話：019-629-5271　FAX：019-629-5334

電子メールアドレス：AC0001@pref.iwate.jp

６　プロポーザル参加に係る手続きに関する事項

（１）　実施要領等の交付

県公式ホームページ「入札・コンペ・公募情報」において配付する。

※　トップページ（https://www.pref.iwate.jp/）＞「県政情報」＞「入札・コンペ・公募情報」＞「コンペ」＞「コンペ参加者募集情報」

（https://www.pref.iwate.jp/kensei/nyuusatsu/index.html）

（２）　実施要領等に関する質問の受付・回答

本業務及びプロポーザルに関する質問については、次により受け付けるものとする。

ア　受付期間　令和８年 11 月９日(月)　午後５時まで[必着]

イ　提出先　　「５　担当部署」に同じ。

ウ　提出方法　「【様式１－１】プロポーザル実施要領等に関する質問票」に質問内容を簡潔に記入のうえ、原則電子メール又はＦＡＸにより提出するものとする。

エ　回答方法　受け付けた質問については、令和８年 11 月 13 日(金)までに、電子メールにて質問者あて回答するとともに、県公式ホームページに掲載する。

（３）　参加資格の確認

参加者は、下記提出期限までに必要書類を揃えて「５　担当部署」に提出し、参加資格の確認を受けなければならない。

ア　提出期限　令和８年 11 月 24 日(火)　午後５時まで[必着]

イ　提出先　　「５　担当部署」に同じ。

ウ　提出方法　原則として、「５　担当部署」に指定するインターネットメールアドレスへの電送により提出するものとし、やむを得ない場合に限り、持参又は郵送による提出を認めるものとする。

なお、電送時における件名は下記のとおりとする。

件名　【県有施設照明設備ＬＥＤ化事業実施業務】参加資格確認申請書類の提出について

エ　提出書類

・【様式１－２】プロポーザル参加資格確認申請書

・【様式１－３】会社概要及び過去３年間の主な受注等実績

※　様式１－３の項目が網羅されていれば、既存パンフレット等でも可

※　様式１－３は、共同提案の場合、代表者以外の構成員についてもそれぞれ提出すること。

オ　確認結果

参加資格の確認結果は、令和８年 11 月 26 日（木)までに文書により通知する。

カ　留意事項

・　上記書類を提出期限までに提出しなかった者又は参加資格が認められなかった者は、プロポーザルに参加することができないものとする。

・　参加申込書類に虚偽の記載が判明した場合には、参加資格を取り消すとともに、当該参加者の提案を無効とすることがある。

・　参加者は、下記「７　交渉権者の選定方法等に関する事項」に定めるプロポーザルの実施日までに、参加資格の要件に該当しなくなったときは、参加資格を失うものとする。

（４）　参加資格が認められなかった者に対する説明

確認の結果、参加資格が認められなかった者は、県に対して、文書（様式任意）により、その理由の説明を求めることができる。

ア　提出期限

令和８年 12 月４日(金)　午後５時まで[必着]

イ　提出先　　「５　担当部署」に同じ。

ウ　提出方法　原則として、「５　担当部署」に指定するインターネットメールアドレスへの電送により提出するものとし、やむを得ない場合に限り、持参又は郵送による提出を認めるものとする。

なお、電送時における件名は下記のとおりとする。

件名　【県有施設照明設備ＬＥＤ化事業実施業務】参加資格確認結果に係る説明について

エ　回答

県は、説明を求められたときは、令和８年 12 月 11 日(金)までに、説明を求めた者に対して、文書によりその理由を回答する。

（５）　業務提案書等の提出

参加者は、資料３「業務提案書作成要領」に掲げる内容が盛り込まれた業務提案書等を、下記により提出するものとする。

ア　提出期限

令和８年 12 月４日(金)　午後５時まで[必着]

イ　提出書類

資料３「業務提案書作成要領」に掲げる書類

ウ　提出先　「５　担当部署」に同じ

エ　提出方法

参加資格確認申請書類を提出し、県より参加資格がある旨の通知を受けた者（以下「参加者」という。）は、下記提出期限までに業務提案書類を次のいずれかの方法で提出すること。ただし、やむを得ない場合に限り、持参又は郵送による提出を認めるものとする。

(ア)　添付するファイルの容量がおよそ８メガバイト未満の場合

「５　担当部署」に指定するインターネットメールアドレスへの電送により提出する。

なお、電送時における件名は下記のとおりとする。

件名　【令和８年度県有施設照明設備ＬＥＤ化事業実施業務】業務提案書の提出について

(イ)　添付するファイルの容量がおよそ８メガバイト以上の場合

事前に「５　担当部署」に指定するインターネットメールアドレスへ業務提案書類を提出する意思をメール本文に記載の上、電送し、県が指定する県大容量ファイル転送サービスの URL にアップロードし、提出する。

なお、電送時における件名は下記のとおりとする。

件名　【令和８年度県有施設照明設備ＬＥＤ化事業実施業務】業務提案書の提出に係る URL 提供依頼について

※上記以外の方法で提出を希望する場合は事前に「５　担当部署」に相談すること。

オ　留意事項

・　参加者１者につき１提案とする。

・　業務提案書等は、提出後の書換え、引換え、撤回又は再提出を認めない。

（６）　業務提案の無効

（３）による参加資格の確認の結果、参加資格が認められなかった者の業務提案又は次のいずれかに該当する業務提案は、無効とする。

ア　提出期限を過ぎて提出された提案

イ　民法（明治 29 年法律第 89 号）第 90 条（公序良俗違反）、第 93 条（心裡留保）、第 94 条（虚偽表示）又は第 95 条（錯誤）に該当する提案

ウ　誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

エ　２（４）の予算額（事業限度額）を超えた提案

オ　その他企画競争に関する条件に違反した提案

（７）　プロポーザルへの不参加

ア　（３）による参加資格の確認の結果、参加資格を有すると認められた者が、「７　交渉権者の選定方法等に関する事項」に定めるプロポーザルに参加しない場合は、プロポーザル実施日の前日までに、「様式１－４　プロポーザル参加辞退届」を、上記「５　担当部署」まで持参又は郵送により提出すること。

イ　アによりプロポーザルに参加しなかった者は、これを理由として、以降県が実施する他の企画コンペ等について不利益な取扱いを受けることはない。

７　交渉権者の選定方法等に関する事項

（１）　交渉権者の選定方法

参加者の業務提案の審査は、「資料４　プロポーザル審査要領」に基づき、選定委員会において行うものとする。

なお、２（４）の予算額（事業限度額）を超えた業務提案は、６（６）エにより無効となることから、審査の対象とはしないものとする。

（２）　選定委員会（ヒアリング）の開催

ア　開催日

令和８年 12 月上旬

イ　場　所

盛岡市内

※　開催日時や場所等の詳細については、参加者宛て別途連絡する。

ウ　開催方法等

（ア）　審査は、参加者から提出された業務提案書及び参加者による選定委員会の場でのヒアリングに基づいて実施する。

（イ）　参加者が５者を超える場合は、業務提案書の書面審査（以下「一次審査」という。）を実施し、上位と評価された５者により選定委員会による審査を行う。なお、参加者が５者以下であった場合には、一次審査は行わない。

（ウ）　ヒアリングの順番は、原則として上記６（３）による参加資格確認申請書類の提出があった順とする。

（エ）　ヒアリングの実施に当たり、業務提案書以外の追加資料等の配信は認めない。

（オ）　ヒアリング時間は、１者当たり 30 分（説明 20 分、質疑応答 10 分）程度とする。

ただし、都合により１者当たりのヒアリング時間を変更する場合がある。

（３）　交渉権者の決定

ア　県は、選定委員会の審査結果に基づき、第１順位の交渉権者を決定する。

イ　審査結果は、交渉権者を決定後、速やかに各参加者に郵送等により通知する。

ウ　第１順位の交渉権者が契約を締結しない場合は、次点の者と契約の交渉を行う。

8　契約に関する事項

（1）　契約書作成の要否

要

（2）　契約保証金

会計規則（平成４年岩手県規則第 21 号）に基づき判断する。

（3）　契約の手順

県と交渉権者は、提案内容を踏まえた詳細協議を行う。詳細協議は対象施設ごとに実施するものとし、交渉権者は各施設の管理運営条件、施工条件その他契約内容について県と協議を行うものとする。詳細協議の結果、双方が合意した施設については、当該施設に係る契約締結の手続きを行う。交渉権者と詳細協議の結果、合意に至らない場合その他契約締結が困難となった場合は、次点の者と詳細協議を行う。

（4）　契約内容及び仕様書

契約内容及び仕様については、交渉権者と県が協議のうえ決定する。

（5）　契約結果の公表

県は、本契約について、契約締結の日から概ね 15 日以内に、関係事項を県ホームページ上で公表する。

9　公正なプロポーザルの実施の確保

（1）　参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

（2）　参加者は、プロポーザルの実施に当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に業務提案書等を作成しなければならない。

（3）　参加者は、交渉権者の選定前に、他の参加者に対して業務提案書を意図的に開示してはならない。

（4）　参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者をプロポーザルに参加させず、又はプロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

10　配布資料等

県が参加者に提供する資料は次のとおりとする（無償）。

（1）　提供資料

対象施設に係る平面図、照明設備図、電気設備図、配置図その他県が保有する図面等

（2）　提供先及び提出方法

令和８年 11 月９日（月）午後５時までに、【様式第１－５】資料提供申請書に必要事項を記載し、「５　担当部署」まで電子メールにより提出すること。

提出された申請書を受けて、電子メールにより参加者あて資料を送付する。

（3）　備考

ア　提供する資料は県が保有するものに限ること。

イ　施設によっては、照明設備図、電気設備図その他の図面を保有していない場合があり、その場合は平面図、配置図又はこれらに類する資料を提供すること。

ウ　提供資料と資料２－２「対象施設設備一覧表」の内容が異なる場合は、資料２－２「対象施設設備一覧表」に記載されている内容を優先すること。

エ　提供資料は本プロポーザルへの参加以外の目的に使用してはならないこと。

11　その他

（１）　提出書類の取扱い

ア　参加者が県に提出した書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属するものとする。

イ　提出書類は返却しないものとする。

ウ　提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権の日本国内および日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は提案者が負うものとする。

（２）　プロポーザル参加に要する経費について

プロポーザル参加に要する経費は、全て参加者が負担するものとする。

（３）　その他

ア　プロポーザル参加申込書及び添付書類に虚偽の記載をした者に対しては、参加制限等の措置を行うことがある。

イ　参加資格を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあっては、参加資格を認めないことがある。

ウ　本プロポーザルへの参加者は、契約候補者の選定後、本プロポーザルに係る要領等の内容について、錯誤等を理由に異議を申し立てることはできないものとする。

エ　本プロポーザルは、契約候補者の選定を目的として実施するものであり、提案内容を契約内容として確約するものではない。

オ　ヒアリングにおいて、提案価格内で実施すると回答した内容については、誠実に実施すること。

カ　この公告に係る一連の手続および業務の契約等に関する手続において使用する言語および通貨は、日本語および日本国の通貨に限る。

キ　本業務は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令及び政府調達に関する協定の適用を受ける調達である。

〔参考〕スケジュール（予定）

ア　プロポーザル実施要領等の公表	10 月 30 日(金)	
イ　質問票の提出期限	11 月 9 日(月)	午後５時まで
ウ　質問に対する回答期限	11 月 13 日(金)	
エ　参加資格確認申請書類提出期限	11 月 24 日(火)	午後５時まで
オ　参加資格確認結果通知期限	11 月 26 日(木)	

カ	業務提案書提出期限	12 月４日(金)　午後５時まで
キ	選定委員会（ヒアリング）	12 月中旬［予定］
ク	交渉権者の決定	12 月下旬［予定］
ケ	選定結果の通知	12 月下旬［予定］
コ	詳細協議・契約締結	以降随時
サ	照明器具ＬＥＤ化工事	契約締結日から令和 10 年３月 31 日まで
シ	本設備のリース開始※・維持管理等	工事完了日翌月１日※から 120 か月

※　リース開始日とは、リース料支払開始日をいう。

※　リース開始日は、令和９年４月以降かつ各対象施設の工事完了日翌月１日以降とする。

※　設置、調整、機能確認及び検査が完了した日以降は、リース開始日前であっても、リース物品の使用を認めるものとする。

※　上記スケジュールは変更となる場合があるので留意すること。

12　Summary

（１）　Subject Matter

LED Lighting Lease Project for Prefectural Facilities

（２）　Deadline for Submission of Participation Documents

5:00 P.M., November 24, 2026

（３）　Deadline for Submission of Technical Proposals

5:00 P.M., December 4, 2026

（４）　Contact Point

Green Society Promotion Section,
Environmental and Lifestyle Planning Office,
Environmental and Lifestyle Department,
Iwate Prefectural Government
10-1 Uchimaru, Morioka City, Iwate Prefecture 020-8570 Japan
TEL +81-19-629-5271
E-mail AC0001@pref.iwate.jp